

(証券コード 6576)

2022 年 6 月 13 日

株 主 各 位

東京都板橋区板橋一丁目 10 番 14 号

株式会社 揚 工 舎

代表取締役社長 伊藤 進

第 19 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第 19 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022 年 6 月 27 日（月曜日）午後 5 時 30 分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022 年 6 月 28 日（火曜日）午後 2 時
2. 場 所 東京都板橋区板橋一丁目 10 番 14 号
揚工舎本社ビル 当社本店会議室

3. 目的事項

報告事項 第 19 期（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 第 19 期（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）計算書類承認の件 |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://rehabili-youko.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発出される中、秋口以降はワクチン接種が進展し1日の感染者数が減少したことから経済活動が正常化に向かう動きも見受けられました。しかしながら年明け以降、新たな変異株の感染急増やロシアのウクライナ侵攻などから不透明感が台頭し景気の先行きは依然として予断を許さない状況が続きました。

介護サービス業界におきましては、高齢化社会の進展に伴って介護サービスの利用者が増加し、併せて介護給付費も年々増加する傾向にあります。介護サービスの利用が増える一方で、少子化社会の進展により労働者人口は減少し、とりわけ介護サービス従事者は慢性的な人手不足状態にあります。社会保障の財源に限られる中で、政府は財源の調整や介護従事者を確保するための促進事業を行うなど、様々な施策を毎年打ち出しておりますが、介護サービスを提供する事業者としましては、サービスの質を一層向上させるとともに、コストを適正に管理する経営努力が求められております。

当事業年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により職員または事業所のご利用者様が罹患し、感染拡大を防止するため一部の事業所が一時的に休業を余儀なくされる等、厳しい業務環境を強いられましたが、感染対策に万全を期しつつ、提供するサービスの質の向上と新規のご利用者様・ご入居者様の獲得など営業力の強化に尽力致しました。

なお、当社は当事業年度において政府の就業促進事業に係る介護職員の受け入れを積極的に推進し、それに伴う人件費の負担が営業利益を圧迫しましたが、営業外収益に計上した同事業による助成金収入が経常利益を押し上げました。また、前事業年度は立退料収入60,000千円を特別利益として計上しましたが、当事業年度におきましては多額の特別利益及び特別損失の計上はありませんでした。

以上の結果、当事業年度における売上高は8億28百万円（前事業年度比0.1%増）、営業損失は1億18百万円（前事業年度は営業損失1億8百万円）、経常利益は73百万円（前事業年度比31.0%増）、当期純利益は66百万円（同34.7%減）となりました。

② セグメント別営業概況

事業別	売上高(百万円)			構成比(%)
	前事業年度	当事業年度	増減額	
デ イ サ ー ビ ス 事 業	490	468	△21	56.5
有 料 老 人 ホ ー ム 事 業	246	265	+19	32.1
在 宅 サ ー ビ ス 事 業	69	66	△3	8.0
教 育 ・ 紹 介 派 遣 事 業	21	28	+6	3.4
合 計	827	828	+0	100.0

セグメント別営業概況

1) デイサービス事業

デイサービス事業につきましては、新年度入りした4月にデイサービスを提供する事業所1ヵ所において職員が新型コロナウイルスに罹患し感染拡大を防止するため当該事業所は一時的な休業を余儀なくされるなど、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により厳しい業務環境を強いられました。年明け以降は変異株が急拡大する中、2ヵ所の事業所において陽性者が発生したため一時的にデイサービスの提供を停止しました。このような厳しい環境下ながら、新型コロナウイルスの感染対策に万全を期しつつ提供サービスの質の向上並びにご利用者の新規獲得に鋭意注力しました。なお、2021年1月にデイサービスを提供する事業所1ヵ所（デイサービス高井戸）を閉鎖したことにより、当事業年度においては当該事業所の売上実績が無くなったため、当セグメントの業績を押し下げることとなりました。

以上の結果、売上高は4億68百万円（前事業年度比4.5%減）、セグメント利益は41百万円（同37.2%減）となりました。

2) 有料老人ホーム事業

有料老人ホーム事業につきましては、2019年7月に同事業を営む会社より施設1ヵ所を譲り受け、「ヨウコーフォレスト花小金井」として運営を開始して以降、当社は2つの有料老人ホームを運営しております。両施設とも鋭意、稼働率の向上に取り組んだ結果、売上高は堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は2億65百万円（前事業年度比7.8%増）、セグメント利益は35百万円（同162.7%増）となりました。

3) 在宅サービス事業

在宅サービス事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、ご利用者様宅を訪問する本サービスの性質上、感染を懸念してご利用を手控える動きが見られ、感染対策を万全に期したものの当社における訪問サービスの提供は苦戦を余儀なくされました。

以上の結果、売上高は66百万円（前事業年度比4.5%減）、セグメント利益は15百万円（同15.1%減）となりました。

4) 教育・紹介派遣事業

教育・紹介派遣事業につきましては、前事業年度開始当初の2ヵ月間、新型コロナウ

ウイルス感染対策の一環として、当社が運営する教育施設の休講を余儀なくされましたが、当事業年度は期間を通して開講し、また介護士の就業促進等に係る給付金の受領もあり教育・紹介派遣事業の売上高は好調に推移しました。

以上の結果、売上高は、28 百万円（前事業年度比 30.7%増）、セグメント利益は 0 百万円（前事業年度はセグメント損失 1 百万円）となりました。

③ 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、22,465 千円であり、その主な内容は施設における介護機器の導入等に係る投資であります。

④ 資金調達の状況

新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大による影響を鑑み、手元資金の確保によって経営の安定化を図るため、当事業年度中に金融機関より、長期借入金として 10,000 千円の資金調達を行いました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

2021 年 6 月 30 日付で、有限会社まんまるの全株式を取得し、同社を完全子会社化しております。なお、同社は、同日付で株式会社ヨウコーキャスル三鷹へ商号変更しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期 2019 年 3 月期	第 17 期 2020 年 3 月期	第 18 期 2021 年 3 月期	第 19 期 (当事業年度) 2022 年 3 月期
売上高 (百万円)	704	784	827	828
経常利益 又は経常損失 (△) (百万円)	17	△26	55	73
当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	11	△29	101	66
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失金額 (△) (円)	16.25	△42.15	145.58	95.01
総資産 (百万円)	824	863	906	909
純資産 (百万円)	133	105	208	260
1 株当たり純資産額 (円)	190.46	150.66	297.76	372.40

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1 株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 売上高には消費税は含まれておりません。

3. 第 18 期の経常利益には子会社からの受取配当金 50 百万円が、また当期純利益には当社が事業所として運営していた賃借物件の賃貸借契約に係る合意解除に伴って受領した補償金 60 百万円が含まれております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

会 社 名	資本金	当社の 議決権 比率	主要な事業内容
株式会社ヨウコーフォレスト 竹の塚	10 百万円	100.0%	特定施設入居者生活介護 住宅型有料老人ホーム 訪問介護
株式会社ヨウコーフォレスト 湘南	20 百万円	100.0%	特定施設入居者生活介護
株式会社ヨウコーフォレスト 西台	10 百万円	100.0%	住宅型有料老人ホーム 訪問介護 通所介護
株式会社ヨウコーほっとスタッフ	35 百万円	100.0%	人材派遣事業
株式会社ヨウコーフォレスト 館山	10 百万円	100.0%	特定施設入居者生活介護
株式会社ヨウコーフォレスト 河辺	33 百万円	100.0%	特定施設入居者生活介護
有限会社ケア・フレンド	5 百万円	100.0%	福祉用具の貸与・販売
株式会社ヨウコーキャッスル 三鷹	5 百万円	100.0%	特定施設入居者生活介護 通所介護

(4) 対処すべき課題

当社が属する業界においては、高齢者の増加に伴い、介護サービスの利用者が年々増加する傾向にあります。介護保険利用者に対応するための制度改定が相次いでなされ、サービス分野や収益構造の変化などの面において、介護サービス業界全体に影響が及ぶと考えております。このような業界を取り巻く環境変化にも柔軟に対応できるよう、また、新型コロナウイルス感染に係る収束の見通しがまだ不透明な中、当社は、サービスクオリティ、収益力、信頼性を軸として、さらなる企業競争力の向上を図るため、次のとおり取り組んでまいります。

① サービスクオリティの向上について

当社の創業以来のテーマは、「感動空間」の創造であります。人間は、気持ちの内面・価値観が従来と変化することによって、同じ空間にありながら世の中が新たな違う世界に見えてくるといことがあります。当社の提供するサービス・技術・情報によって、より大きな喜び・満足の新しい価値観をご利用者様・ご入居者様及びご家族様に実感していただきたいと考えております。これこそ当社が目指す、快適な空間と上質な時間が織りなす「感動空間」であります。

この「感動空間」サービスの質的向上のため、当社は正規職員採用を基本として人材確保に注力し、入職後の各種研修によってスキルアップ及びモラルアップを図り、また能力評価に応じて若手職員を抜擢することによってモチベーションアップを図るなど、人材の確保、育成、評価によってサービスクオリティの更なる向上を目指してまいります。

② 営業力及び収益力の強化

当社は、稼働率こそが、ご利用者様・ご入居者様及びご家族様の満足度バロメーターであることをスローガンに掲げ、常に利用者目線に立ち、ご利用者様・ご入居者様及びご家族様に満足していただくことを重視してまいりました。特にご利用者様・ご入居者様の人数の増減については、毎週モニタリングし、業績推移の重要な指標のひとつとしております。ご利用者様・ご入居者様及びご家族様の満足度が高ければ、評判が新たな利用者・入居者獲得につながり、満足度が低ければ、利用回数が減る、または入居率が下がるという非常にシンプルなかたちに落とし込んだ業績管理によって、営業力及び収益力の強化を図ってまいります。

③ 信頼性の向上

当社は、ご利用者様・ご入居者様及びご家族様からの信頼、さらに社会からの信頼こそが、最も重要な企業財産であると考え、安全・安心を常に心がけた事業運営に取り組んでおります。この信頼性の維持、向上のため、当社はコンプライアンスを重視し、定期的な職員教育を通じて法令や社内ルールを遵守するというコンプライアンスの実践に取り組んでおります。当社は、信頼性の向上が企業価値の向上さらに事業発展の源になると考えております。

(5) 主要な事業内容

事業	内 容
デ イ サ ー ビ ス 事 業	介護保険法に基づく通所介護施設の運営
有 料 老 人 ホ ー ム 事 業	介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業
	老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業
在 宅 サ ー ビ ス 事 業	介護保険法に基づく居宅介護支援事業
	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
	介護保険法に基づく訪問介護事業
	介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
	住宅改修事業
教 育 ・ 紹 介 派 遣 事 業	介護人材養成に係わる研修事業
	人材紹介事業・人材派遣事業

(6) 主要な営業所

① 当社

本社

東京都板橋区板橋一丁目 10 番 14 号

名 称	所 在 地
ヨウコー 板橋ケアステーション	東京都板橋区
ヨウコーキャッスル巣鴨	東京都豊島区
ヨウコーフォレスト花小金井	東京都小平市
デイサービス ヨウコー栄町	東京都板橋区
デイサービス ヨウコー駒込	東京都文京区
デイサービス ヨウコー十条	東京都北区
デイサービス ヨウコー早稲田	東京都新宿区
デイサービス ヨウコー御徒町	東京都台東区
デイサービス ヨウコー町屋	東京都荒川区
デイサービス ヨウコー錦糸町	東京都墨田区
デイサービス ヨウコー新小岩	東京都葛飾区
デイサービス ヨウコー中目黒	東京都目黒区
ヨウコーケアカレッジ板橋本校	東京都板橋区

② 子会社

社 名	所 在 地
株式会社ヨウコーフォレスト竹の塚 (ヨウコーフォレスト竹の塚) (ヨウコーフォレスト西馬込) (ヨウコーフォレスト西馬込 訪問介護)	本 社：東京都板橋区 施 設：東京都足立区 施 設：東京都大田区 事業所：東京都大田区
株式会社ヨウコーフォレスト湘南 (ヨウコーフォレスト湘南) (ヨウコーキャッスル綾瀬)	本 社：東京都板橋区 施 設：神奈川県高座郡寒川町 施 設：神奈川県綾瀬市
株式会社ヨウコーフォレスト西台 (ヨウコーフォレスト西台) (ヨウコーフォレスト西台 訪問介護) (デイサービス ヨウコー板橋)	本 社：東京都板橋区 施 設：東京都板橋区 事業所：東京都板橋区 事業所：東京都板橋区
株式会社ヨウコーほっとスタッフ	本 社：東京都板橋区
株式会社ヨウコーフォレスト館山 (ヨウコーフォレスト館山)	本 社：東京都板橋区 施 設：千葉県館山市
株式会社ヨウコーフォレスト河辺 (ヨウコーフォレスト河辺)	本 社：東京都板橋区 施 設：東京都青梅市
有限会社ケア・フレンド	本 社：東京都板橋区 事業所：東京都荒川区
株式会社ヨウコーキャッスル三鷹 (ヨウコーキャッスル三鷹) (デイサービス ヨウコー三鷹)	本 社：東京都板橋区 施 設：東京都三鷹市 事業所：東京都三鷹市

(7) 従業員の状況 (2022 年 3 月 31 日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
69 名 (81 名)	2 名増 (13 名増)	50.8 歳	4.9 年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (アルバイト・パートタイマーを含みます。) は、最近 1 年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	171
株式会社東日本銀行	87
株式会社阿波銀行	19

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,600,000 株
- ② 発行済株式の総数 700,000 株
- ③ 株主数 2 名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 進	639,000 株	91.29%
塚 本 登 志 江	61,000 株	8.71%

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	伊 藤 進	株式会社ヨウコーフォレスト竹の塚 代表取締役 株式会社ヨウコーフォレスト湘南 代表取締役 株式会社ヨウコーフォレスト西台 代表取締役 株式会社ヨウコーほとスタッフ 代表取締役 株式会社ヨウコーフォレスト館山 代表取締役 株式会社ヨウコーフォレスト河辺 代表取締役 有限会社ケア・フレンド 代表取締役 株式会社ヨウコーキャッスル三鷹 代表取締役
取 締 役	塚 本 登 志 江	事業本部長
取 締 役	中 山 俊 之	管理本部長
取 締 役	松 崎 正 代	
常 勤 監 査 役	村 上 正 裕	
監 査 役	三 澤 秀 男	
監 査 役	藤 野 清 太	

- (注) 1. 取締役松崎正代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役村上正裕、三澤秀男氏及び藤野清太氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役のうち、村上正裕氏は長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 2021 年 6 月 29 日開催の第 18 回定時株主総会終結の時をもって、監査役 渡邊博氏は任期満了により、退任いたしました。
- (2) 2021 年 6 月 29 日開催の第 18 回定時株主総会において、真鍋進氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。同氏は 2021 年 10 月 18 日をもって、辞任により退任いたしました。
- (3) 2021 年 10 月 18 日開催の臨時株主総会において、村上正裕氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4 名 (1 名)	36,620 千円 (260 千円)
監査役 (うち社外監査役)	5 名 (4 名)	4,530 千円 (3,480 千円)
合計 (うち社外役員)	9 名 (5 名)	41,150 千円 (3,740 千円)

(注) 1. 上記には、2021 年 6 月 29 日開催の第 18 回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役 1 名を含んでおります。

2. 上記には、2021 年 10 月 18 日をもって退任した監査役 1 を含んでおります。

3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。

4. 報酬等の種類は基本報酬のみで、業績連動報酬及び非金銭報酬はありません。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2013 年 6 月 25 日開催の第 10 回定時株主総会において年額 80,000 千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 3 名（うち、社外取締役はゼロ）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2013 年 6 月 25 日開催の第 10 回定時株主総会において年額 20,000 千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2021 年 6 月 29 日開催の取締役会にて代表取締役伊藤進氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

該当事項はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主 な 活 動 状 況
松崎正代	取締役	当事業年度に開催された取締役会 13 回のすべてに出席し、適時議案審議に必要な発言をいただきました。これまでの職務経験を活かした監督機能を期待しており、当社取締役会において、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
村上正裕	監査役	2021 年 10 月 18 日をもって監査役に就任して以降、当事業年度に開催された取締役会 6 回のすべてに出席し、また同じく監査役に就任して以降、当事業年度に開催された監査役会 6 回のすべてに出席し、適時議案審議及び監査に必要な発言をしております。
三澤秀男	監査役	当事業年度に開催された取締役会 13 回のすべてに出席し、また当事業年度に開催された監査役会 14 回のすべてに出席し、適時議案審議及び監査に必要な発言をしております。
藤野清太	監査役	当事業年度に開催された取締役会 13 回のすべてに出席し、また当事業年度に開催された監査役会 14 回のすべてに出席し、適時議案審議及び監査に必要な発言をしております。
真鍋進	監査役	2021 年 6 月 29 日をもって監査役に就任して以降、同年 10 月 18 日に退任するまでに開催された取締役会 4 回のすべてに出席し、また退任するまでの同期間に開催された監査役会 5 回のすべてに出席し、適時議案審議及び監査に必要な発言をしております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額としております。

(4)業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理行動基準憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、取締役間の意志疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督しております。業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置して全社的なリスクを洗い出し、リスク管理体制を明確化するとともにリスク軽減に向け対応策を講じております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適時開催するものとし、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続きの詳細について定めております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理行動基準憲章及びコンプライアンス規程を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行うことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保しております。業務執行については、職務権限規程に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保しております。

⑥ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当グループ会社における業務の適正性を確保するために、関係会社管理規程その他必要な規程を定め、関係会社の経営状況を定期的に取り締役に報告するほか、関係会社に対しても内部監査規程に基づき必要な監査を行っております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する専任の使用人は置いておりませんが、監査役は、必要に応じて監査役の指名する使用人に対して監査業務の補助を委託できる体制をとっております。監査役から監査業務の補助を委託された使用人は、当該業務に関し、取締役または所属部門長の指揮命令を受けないものとしております。

⑧ 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保す

るための体制

取締役及び使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとしております。また、監査役監査の重要性と有用性を認識及び理解し、可能な範囲において監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備しております。監査役は、意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、取締役または使用人にその説明を求めることとしております。

⑨ 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

内部統制システムの構築を行い、また、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との整合性を確保するため、内部統制の整備及び運用を継続的に実施しております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループ会社は、法令遵守を重視し、反社会的勢力に対しては毅然と対応し、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶いたしております。反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組んでおります。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 企業倫理行動基準憲章

新たに入職した職員に対し、新人研修の一環として当社グループの行動指針である企業倫理行動基準憲章の教育を施し、入職後も事業所ごとの朝礼・夕礼等の機会に唱和して周知徹底を図っております。

② 取締役会

取締役会は、代表取締役社長を含む取締役4名で構成され、法令で定められた事項や当社の経営・事業運営に関する重要事項等の意思決定及び取締役の職務の執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、的確性と迅速性を確保しております。取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

③ 監査役会

監査役会は、監査役3名（うち非常勤監査役2名）で構成され、原則毎月1回開催しております。監査役は、取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等重要会議に出席の他、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門に対する往査等により取締役の職務執行の監査を行っております。また、内部監査室及び監査法人との相互補完的かつ効果的な監査ができるよう相互に情報共有に務め連携を図っております。

④ コンプライアンス

コンプライアンス規程を制定し、毎年コンプライアンス研修を実施することで、コンプライアンス意識の周知を図っております。また、代表取締役社長を含む取締役4名、監査役3名で構成されたコンプライアンス委員会を原則として四半期ごとに開催し、子会社を含む全役職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、前述した年1回の全職員対象とするコンプライアンス研修の実施等、コンプライアンスを徹底し、かつ効率

的に実施するための施策を協議・推進しております。

⑤ リスク管理

代表取締役社長を含む取締役4名、監査役3名で構成されたリスク管理委員会を原則として四半期ごとに開催しております。経営・事業活動を取り巻くさまざまなリスクに対する管理体制の確立と的確な対応を目的としております。また、半期に一度、各部署及び各事業所、各子会社に対し、リスク対応計画の立案を指示し、その中で業務執行に即したリスクの洗い出し及び対応方法を策定することにより、リスク管理に対する意識の醸成を図っております。

⑥ 内部監査

代表取締役社長の直轄機関として内部監査室が設置されており、職員1名で内部監査規程に基づき、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、各部署及び各事業所、各子会社に対し内部監査を実施しております。また、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたるとともに、適法性の面からだけでなく、妥当性の検証や効率性の改善に資する指摘・指導を行っております。

⑦ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、年に1度の研修により、グループ内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持・向上に取り組んでおります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I. 流 動 資 産	231,484	I. 流 動 負 債	142,801
現 金 預 金	62,508	買 掛 金	4,367
売 掛 金	127,175	一 年 内 返 済 長 期 借 入 金	50,000
商 品	169	リ ー ス 債 務	5,949
短 期 貸 付 金	13,704	未 払 金	29,437
未 収 入 金	4,426	未 払 費 用	23,899
前 払 費 用	6,897	未 払 法 人 税 等	1,907
繰 延 税 金 資 産	0	未 払 事 業 税 等	1,517
そ の 他	16,568	未 払 消 費 税 等	4,199
貸 倒 引 当 金	0	前 受 金	11,855
立 替 金	35	預 り 金	2,682
		前 受 収 益	6,319
		賞 与 引 当 金	661
		そ の 他	4
II. 固 定 資 産	678,262	II. 固 定 負 債	506,269
(有 形 固 定 資 産)	427,747	長 期 借 入 金	285,520
建 物	158,036	リ ー ス 債 務	127,875
構 築 物	7,952	長 期 前 受 収 益	72,743
車 両 運 搬 具	184	資 産 除 去 債 務	5,036
工 具 器 具 備 品	13,668	繰 延 税 金 負 債	656
一 括 償 却 資 産	0	金 利 ス ワ ッ プ	4,572
土 地	133,732	そ の 他	9,864
リ ー ス 資 産 (有 形)	114,173	負 債 合 計	649,070
		純 資 産 の 部	
(無 形 固 定 資 産)	6,912	株 主 資 本	263,666
の れ ん	3,159	資 本 金	42,500
リ ー ス 資 産 (無 形)	1,696	資 本 剰 余 金	12,500
ソ フ ト ウ ェ ア	2,006	資 本 準 備 金	12,500
そ の 他	50	利 益 剰 余 金	208,666
		そ の 他 利 益 剰 余 金	208,666
(投 資 そ の 他 の 資 産)	243,602	繰 越 利 益 剰 余 金	208,666
関 係 会 社 株 式	133,902		
出 資 金	10	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
長 期 貸 付 金	80,578	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,990
長 期 前 払 費 用	4,985		
繰 延 税 金 資 産	6,230		
敷 金 保 証 金	17,894		
		純 資 産 合 計	260,676
合 計	909,747	負 債 ・ 純 資 産 合 計	909,747

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		828,173
売 上 原 価		733,327
売 上 総 利 益		94,846
販売費及び一般管理費		
役 員 報 酬	41,150	
給 与 手 当	72,083	
減 価 償 却 費	8,110	
租 税 公 課	25,975	
支 払 手 数 料	25,860	
そ の 他	39,731	212,912
営 業 損 失		▲ 118,066
営 業 外 収 益		
不 動 産 賃 貸 料	13,195	
業 務 受 託 料	87,600	
そ の 他	107,555	208,351
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,004	
そ の 他	2,050	17,054
経 常 利 益		73,230
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	3,410	
そ の 他	75	3,485
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	0	3,410
税 引 前 当 期 純 利 益		73,306
法 人 税 等		
法人税、住民税及び事業税	6,474	
法 人 税 等 調 整 額	326	6,801
当 期 純 利 益		66,505

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	42, 500	12, 500	-	12, 500	158, 161	158, 161	213, 161
当期変動額							
当期純利益					66, 505	66, 505	66, 505
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△ 15, 999	△ 15, 999	△ 15, 999
当期変動額合計	-	-	-	-	50, 506	50, 506	50, 506
当期末残高	42, 500	12, 500	-	12, 500	208, 666	208, 666	263, 666

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△ 4,728	△ 4,728	208,432
当期変動額			
当期純利益			66,505
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,738	1,738	△ 14,261
当期変動額合計	1,738	1,738	52,245
当期末残高	△ 2,990	△ 2,990	260,676

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 たな卸資産
 ・ 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- (3) デリバティブの評価基準及び評価方法
 デリバティブ 時価法によっております。
- (4) 固定資産の減価償却方法
 有形固定資産 主として定率法
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 13～38年 |
| 構 築 物 | 3～10年 |
| 車両運搬具 | 2～6年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～8年 |
| 一括償却資産 | 3年 |
- 無形固定資産 定額法
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- リース資産 所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 引当金の計上基準
 貸倒引当金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①ヘッジ会計の処理
 原則として繰延ヘッジ処理によっております。
- ②消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7)会計方針の変更

該当事項はありません。

(8)会計上の見積りの変更

該当事項はありません。

(9)表示方法の変更

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	700,000	—	—	700,000

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 372 円 40 銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 95 円 01 銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び施設・事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を定期的に受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正

しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和4年6月7日

株式会社 揚工舎 監査役会

常勤監査役 村上正裕 印

監査役 三澤秀男 印

監査役 藤野清太 印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第19期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

計算書類承認の件

当社は、会社法第438条第2項の規定に基づき、定時株主総会において計算書類の承認を受けなければならないものとされていることから、当社第19期の計算書類の承認をお願いいたしたいと存じます。議案の内容につきましては添付書類に記載のとおりであります。

なお、当社取締役会といたしましては、第19期の計算書類が、法令及び定款に従い、会社財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社の親会社としての位置づけ及び子会社に対する業務を明確化するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～22. (条文省略) (新設) 23. 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～22. (現行通り) <u>23. 子会社に対する経営指導、支援および関連事務処理の受託</u> <u>24. 前各号に付帯する一切の業務</u>

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>
<新設>	<u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

現行定款	変更案
＜新設＞	<u>附則</u> <u>第1条 変更前定款第18条の規定の削除および変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 施行日から次の定めを有するものとする。</u> <u>なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> <u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u>

以 上